

～幼少時の集団予防接種による～

B型肝炎被害者救済のための無料相談・説明会

主催：全国B型肝炎訴訟大阪原告団・弁護団

後援（予定）：兵庫県・西宮市・芦屋市・尼崎市・伊丹市・宝塚市・西宮市社会福祉協議会・芦屋市社会福祉協議会・尼崎市社会福祉協議会・伊丹市社会福祉協議会・宝塚市社会福祉協議会

日 時 2025年9月20日（土曜日）

場 所 **西宮市民会館 502会議室**

〒662-0918 兵庫県西宮市六湛寺町 10 番 1 号

会場 TEL：0798-33-3111 ※最寄りPご利用ください

アクセス：阪神電鉄西宮駅下車、北へすぐ

時 間 午後1時30分～午後3時30分（最終受付）

特記：当日は、感染防止対策を目的として、各相談者間のスペースを取っての相談となります。

< 参加費無料・事前予約不要 >

《無料説明会に関するお問い合わせ》

主催：全国B型肝炎訴訟大阪原告団・弁護団

☆厚生労働省・兵庫県HPに紹介されている団体の主催です☆

全国B型肝炎訴訟弁護団では、全国で **37111 名** が提訴し、**34767 名** が既に和解しました（大阪弁護団では **6030 名（うち兵庫県 1650 名）** が提訴、**5773 名（うち兵庫県 1568 名）** が和解済）（全国・大阪 2025 年 5 月 9 日現在／兵庫 2025 年 4 月 30 日現在）

《 お問い合わせ先 》

〒530-0047 大阪市北区西天満 2-8-1 大江ビルディング 309 号室

玉田法律事務所 担当弁護士 玉田欽也

TEL：06-6809-2144／E-mail：kinyatamada@tamada-law.jp



※弁護団では、無料電話相談（TEL 06-6647-0300）も実施しております。

※詳細は裏面をご参照ください※

☆☆☆ 相談会の内容 ☆☆☆

- 1 平成24年1月、私達、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団と国との間で交わした基本合意（H23年6月）を基にして、幼少時の予防接種によってB型肝炎ウイルスに感染した被害者に対して、50万円から3600万円までの給付金を支払う『特別措置法』を国が制定しました。
- 2 しかし、多くの患者さんは、どうすればその制度が利用できるのか、また手続の具体的な中身や、そのためにかかる費用、さらには、プライバシーの不安など、様々な疑問をおもちと思います。
給付金の支給を受けるためには、制度上、必ず裁判所を通して国と和解する必要がありますが、プライバシーの保護の制度、また、出頭免除の制度もあります。
私たちは、制度を作った当事者として、より多くの方に制度を利用いただくことを目的に、厚生労働省や自治体のご協力をいただき、説明会を開催しています（無料）。説明会では、制度内容に精通した弁護士、そして和解を終えた患者さんが、参加者の皆様の御質問にお答えします。
- 3 無症候キャリアの方も、今、認定を受けることで、将来発症した場合、裁判をせずに症状に応じた給付を受けることが可能になります。積極的にご参加ください。

*** 会場案内図 ***

